

## 1 議会基本条例の検証結果（第5条の2～第24条）

### （1）各条項の評価結果及び今後の詳細な方向性の確認

#### ○評価結果A 30項目

→ そのうち「継続」として特に意見を付したもの：4項目

→ そのうち「取組検討」としたもの：2項目

#### ○評価結果B 3項目

→ そのうち「取組検討」としたもの：3項目

（計：9項目）

#### ○検討事項及び特に意見を付した事項（9項目）

No.	条文	区分	意見等
1	<p>&lt;第7条-1&gt; 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。 <b>【議会報告会】</b></p>	A 取組 検討	◎条文は議会運営委員会で検討する。 なお、今年の議会報告会の実施については、広報広聴会議で検討する。
2	<p>&lt;第22条-3&gt; 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。 <b>【政務活動費】</b></p>	B 取組 検討	◎次回以降に議会運営委員会で検討する。
3	<p>&lt;第10条&gt; 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。 <b>【予算・決算審査のあり方】</b></p>	A 取組 検討	◎今後、あり方について検討する。 ・予算審査を決算特別委員会で実施している分科会方式にしてはどうか。
4	<p>&lt;第5条の2-1&gt; 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。 ----- &lt;第5条の2-2&gt; 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。 <b>【政策研究会】</b></p>	B 取組 検討	◎今後、運用を検討する。 ・政務活動費を活用し会派を超え闊達に調査研究できる仕組みが大事である。 ・最終的に条例提案する等、市政に反映するには至らなかった。 ・会派や常任委員会でも研究ができるため、活用されていない。運用を整理した方がやりやすいのでは。

No.	条文	区分	意見等
5	<p>&lt;第6条-2&gt;            議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。  <b>【②委員会資料のHP掲載】</b>  <b>【③委員会の会議録】</b>  <b>【④討論内容の充実掲載】</b></p>	B 取組 検討	<p>◎②～④について整理する。            ②委員会の追加資料もホームページで掲載すべき。            ③委員会の会議録で執行部の説明が省略されている。            ④議会だより、フェイスブックに討論内容を充実して掲載する。</p>
6	<p>&lt;第7条-2&gt;            議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。  <b>【多様な意見交換の場】</b></p>	A 継続	<p>◎広報広聴会議で検討する。            ・さらに積極的に意見交換の場を持つべきではないか。</p>
7	<p>&lt;第16条&gt;            議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。  <b>【タブレット端末】</b></p>	A 継続	<p>◎議会活性化の検討項目とする。</p>
8	<p>&lt;第18条&gt;            議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。  <b>【事務局の強化】</b></p>	A 継続	<p>◎今後も議会として要望していく。</p>
9	<p>&lt;第21条-1、2&gt;            議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。  <b>【議員報酬】</b></p>	A 継続	<p>◎来期において検討する。</p>

議会基本条例に「市民福祉の増進」を使用している議会

地方自治法

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

八王子市議会

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の意思決定機関である議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

小金井市議会

(目的)

第1条 この条例は、小金井市議会（以下「議会」という。）の基本理念、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

浜松市議会

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念を明らかにするとともに、議員の責務及び役割、議会運営の原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

長岡京市議会

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、長岡京市議会の運営についての基本理念を明らかにするとともに、議会及び長岡京市議会議員の活動原則と、議会と市民及び市長その他執行機関との関係並びに基本的な事項を定めることにより、議会と市長の二つの代表機関による市の運営において、議会の権能を最大限に発揮しながら、市民の信託に的確に応え、市民に開かれた市民を代表する合議制の機関として、議会の権能の発展及び機能の強化を目指し、市民福祉の増進及び長岡京市の発展を図ることを目的とします。

鳥取市議会

(目的)

第1条 この条例は、鳥取市議会（以下「議会」という。）の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に関する基本的事項を定め、議会活動の活性化と市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。